

## 【お知らせ】休眠預金等活用法に基づく異動事由の変更について

2018年1月1日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）第2条第4項第2号に規定する事由のうち、当組合が行政庁の認可を受けた異動事由の一部変更を申請し、承認されたことをお知らせいたします。

なお、本件は後見制度支援預金の取扱開始に伴う異動事由の一部変更であり、新たに後見制度支援預金規定を制定しました。

### 《預金種別の異動事由該当可否一覧の変更点》

（後見制度支援預金を追加）

	普通 預金	後見制度 支援預金	貯蓄 預金	当座 預金	納税 準備 預金	スーパ ー定期 預金	大口 定期 預金	期日指 定定期 預金	積立 定期 預金	通知 預金	変動金 利定期 預金	スーパ ー複利型定 期預金	定期 積金
認可事由①預金通帳・証書の発行、記帳、繰越	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認可事由②ATMによる残高照会	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
認可事由②残高証明書の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認可事由③預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認可事由④総合口座等に含まれる他の預金等の異動	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○

